

第3次宇佐市障がい者計画



「ともに生きる」

平成30年3月
大分県 宇佐市



1

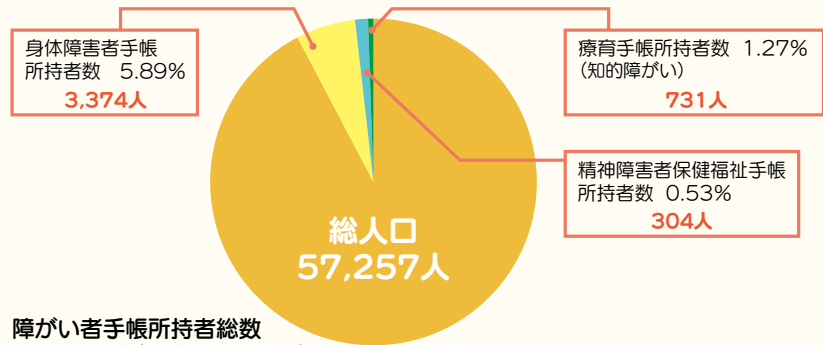
第3次宇佐市障がい者計画の策定にあたって



① 障がいのある人の現状

本市にお住まいの障がい者手帳をお持ちの人の総数は4,409人で、本市の総人口の約7.7%にあたります。また、障がい者手帳を持っていない人の中にも、発達障がいや精神障がい、治療が難しい難病など、見た目にはわかりづらい、様々な生きづらさを抱えている人がいます。こうした人たちの、地域で当たり前の暮らしを実現していくためには、医療や福祉サービスの支援だけでなく、地域全体で支えあうシステムが必要です。

宇佐市の障がい者手帳所持者数と総人口に対する割合



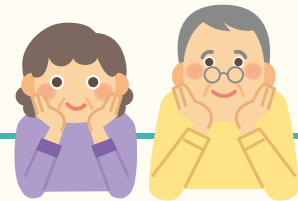
資料：宇佐市福祉課(平成29年3月末現在)

② 計画の目的

本市では、これまで自立支援協議会を中心に関係機関と連携しながら「ともに生きる」ネットワークを構築し、障がいのある人やその家族を支援する取り組みを進めてきました。しかしながら、障がいのある人やその家族が生き生きと充実した生活を送る上では、まだ多くの課題があります。そのため、その課題を解消し、「宇佐市に生まれ、育ち、暮らしてよかった」と思ってもらえる地域づくりを目指して、「第3次宇佐市障がい者計画」を策定しました。

2

計画の期間



「第3次宇佐市障がい者計画」は、平成30年度から平成35年度までの6年間の計画です。ただし、国の障がい者政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

【図表 計画期間】

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年
第2次 宇佐市障がい者計画 *平成24年度～			第3次 宇佐市障がい者計画					

法的位置づけ：「第3次宇佐市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づくもので、本市の障がい者施策を総合的に展開するための基本的な方針を示すものです。これは障がいのある人が地域で生きがいを持って豊かに生活できるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画として位置づけています。

3

基本理念



地域共生のまちUSA！ ～ともに暮らし、ともに働き、ともに生きる～

本市では、障がいのある人やその家族が地域で当たり前の暮らしを実現すること、あわせて、障がいの有無にかかわらず、市民だれもが安心して暮らせる地域づくりをめざします。

この考え方から、「地域共生のまちUSA！～ともに暮らし、ともに働き、ともに生きる～」をこの計画の基本理念とします。

4

基本目標



① 「とぎれのない」支援ができる地域づくり

生まれながら障がいのある人も、人生の途中で病気やけがなどで障がいが生じた人も、一人の「人」として、地域で生まれ、暮らし、保育園などへの入園、小・中・高等学校への就学、就職、高齢期など、その「人」のライフステージで起こりうる多くの問題を、家族や本人だけで解決しないで、さまざまな人々や関係機関が協働して、問題解決や支援が行えるようなシステムを構築していきます。

② 「地域で暮らす」を当たり前に行える地域づくり

「人」は、人との関係（地域に住む、職場で働く、多くの人と交流する）によって成長し、生きる術を獲得します。障がいのある人たちが、地域での暮らしを経験しながら、ありのままに生きることを実現できる必要な支援力をつくっていき、「親なきあと」も地域で暮らし続けていくことを実現していきます。

③ 障がいのある人たちの自己決定と自己選択の尊重

わが国の障がい者施策は、行政主導の措置制度から支援費制度による障がいのある人が自らサービスを選ぶ仕組みに変わり、その後、障害者自立支援法において利用者本位のサービス体系へ再編されました。さらに障害者総合支援法では障がい者の範囲等が見直され、平成30年度からは新たなサービスの創設や障がいのある児童への支援が拡充されます。

しかし、いずれの制度においても重要であるのは、障がいのある人たちの本当の思いや自己決定と自己選択を尊重することです。そうした支援や体制を一施設・一事業所の枠を越えた「協働」でつくりあげていきます。

1

うまれてから 大人になるまで 支援する 「まち」

(2) 支援ファイル「あしあと」

- 特別な配慮や支援を必要とする子どもたちや保護者へ、子どもの成長や支援情報を記録する「あしあと」ファイルの配付を行うとともに、早期支援体制の確立の視点から、関係機関とのさらなる連携を図り、「あしあと」ファイルの活用を進めます。

(4) 保育と就学前教育

- 巡回支援専門員による保育所等への訪問を拡大し、保育士や保護者等へ障がいやその特性の早期把握・早期療育に向けた助言等を行います。子育て、教育、医療、福祉等の関係機関と連携し、児童やその保護者を適切な支援や窓口につなげていきます。

(6) 放課後や長期休暇などの支援

- 放課後等デイサービス事業所だけでなく、地域の放課後児童クラブや児童館との連携も強化し、子どもたちの放課後や長期休暇を支援します。

(1) 早期発見と早期療育

- 乳幼児健診の丁寧な受診勧奨をし、子どもの発育発達の相談に応じ、適切な指導、疾病や障がいの早期把握、早期治療、早期療育の支援を行います。また、「子育て応援パンフレット」や宇佐市子育て支援サイト「うさここ」等でも関係機関等の紹介を行います。

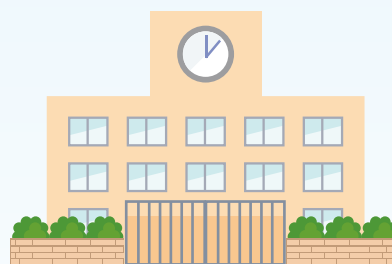


(3) 療育

- 適切な支援やサービス等につながるよう、保育所や子育て支援拠点、医師会等との連携を強化し、身近な所で療育や医療機関を受診できる地域づくりを目指します。また、保護者会の周知を図り、保護者同士の交流、相互理解の場を設けます。

(5) 学校教育

- 適切な教育や指導が受けられるよう、学校生活で支援が必要な子どもたちには支援員を配置します。また、発達段階に応じてとぎれなく支援が受けられるよう、障がいのある児童・生徒等や保護者へ一貫した支援を行うための関係機関の組織づくりを行います。



2 「働く」にチャレンジ! 「働きたい」を 支援する 「まち」

(2) 就労移行支援・就労継続支援

- 障害者総合支援法に基づく就労移行支援及び就労継続支援のサービス基盤の確保に努めるとともに、利用者の工賃向上を図り、より生きがい、働きがいにつながる作業の開拓を図ります。

(4) 官公需受注の促進

- 現在、未加入の事業所についても加入の促進を図るとともに、多くの利用者に安定した所得が保障されるよう、各事業所の商品や役務の開発、販路の拡大に向けた取り組み等を宇佐市官公需受注協議会において積極的に行います。

(1) 卒業後の進路

- 支援学校や高等学校に通う生徒の卒業後の進路については、学校と行政、就業・生活支援センター、相談支援事業所、ハローワークとが連携し、支援体制の強化を図ることで、子どもの特性や能力に合った適切な訓練等サービス事業所や職場へスムーズにつなげます。



(3) 一般就労

- 企業からの就労情報、実習の受け入れ等の情報提供を図るとともに、障がい者雇用への意識を高める取り組みや、ともに働くことの意義を考えられるような啓発を行い、障がいのある人が円滑に継続して就労できるよう、関係機関が連携して支援します。





3 「地域で暮らす」 に当たり前に、 を支援する 「まち」

② 住まいの確保

- 障がいのある人にグループホームや入所施設の空き状況等の情報提供を行うとともに、親なきあとを見据えて、関係機関と連携し、保護者が元気な頃から相談できる体制づくりに努めます。また、自立に向けた一人暮らし体験ができる「地域移行のための安心生活支援事業」の周知を図り、利用促進に努めます。

④ 防犯・防災

- 「宇佐市避難行動要支援者避難支援計画」等に基づき、地域の自主防災組織等と連携し、障がいのある人が地域において安全に避難できる体制づくりを進めます。また、障がいのある人が消費者犯罪に巻き込まれないよう、福祉事業所等との連携により情報共有や啓発活動を推進します。

(1) 障がいのある人が住みやすい地域づくり

① ユニバーサルデザインのまちづくり

- 公共施設等については、今後もバリアフリー化の現状を調査していき、障がいのある人の意見が反映できるよう関係機関との連携を図ります。また、住宅改修事業により、既存住宅のバリアフリー化を支援します。

③ 情報環境

- 「宇佐市手話言語・点字等の普及等による円滑な意思疎通の促進に関する条例」の制定に基づき、手話・点字等に対する理解促進や普及啓発を図るとともに、障がいのある人が、その障がい特性に応じて意思疎通できる環境づくりを進めます。

(2) 移動のための支援

- 「移動支援事業（個別型・グループ型）」を今後も継続していくとともに、自動車の改造や運転免許取得に対する助成制度の周知を図ります。また、重度の障がいのある人の日常生活の利便性向上や社会活動範囲の拡大を支援するため、タクシー料金の助成制度導入に取り組みます。



(3) 地域生活のためのさまざまな支援

① 自立支援給付や地域生活支援事業による 日常生活支援

- 地域での生活を支え、障がいのある人のニーズをくみ上げる相談支援機能を充実させるために、特定相談支援事業所等と連携した相談支援体制の拡充に努めます。また、高齢障がい者が円滑に介護保険サービスに移行できるよう、介護保険分野との連携を強化します。

② 保健・医療

- 在宅生活をする医療的ケアが必要な方を支援するため、「医療的ケア検討会議」や「重症小児ケース支援会議」を開催するとともに、訪問看護サービスや訪問リハビリの充実を図ります。また、障がいのある人の社会復帰の促進を図るため、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用促進を図ります。

③ 家族介護者への支援

- 家族の介護負担の軽減を図るため、相談支援事業所と連携し、短期入所や日中一時支援等のサービス利用に関する情報提供に努めます。また、保護者会の周知を図り、保護者同士の交流、相互理解の場を充実していきます。

④ 年金・手当の支給

- 各種手当や障害年金制度が該当すると思われる人には、障がい者手帳の交付時や「あしあと」ファイル配付時に制度の説明を行うとともに、市広報や年金ガイドを活用して周知を図ります。

(4) さまざまな障がいへの支援

① 発達障がいのある人たちへの支援

- 「児童発達支援センター」等と連携を図りながら、障がいのある子どもや保護者へ通所支援や相談支援などの重層的な支援を提供するとともに、支援ネットワークを整備し、地域支援体制の強化を図ります。

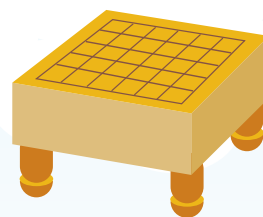
② 中途障がい者への支援

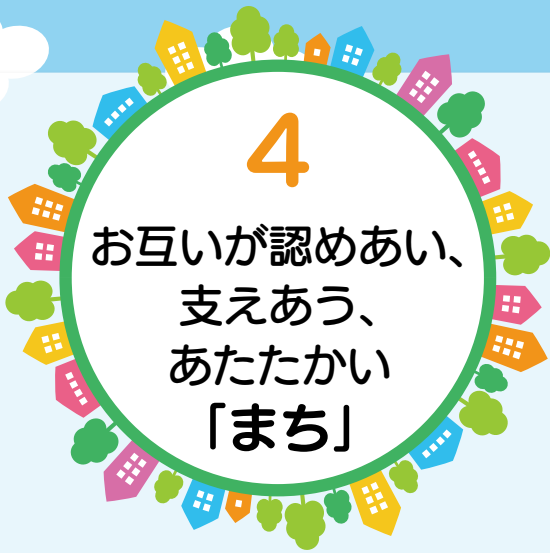
- 中途障がい者については、医療機関が起点となることが多いため、医療機関とのサービス・制度についての情報共有を図ります。また、中途障がいの発生予防・早期発見に向けた成人保健対策として、健康診査、健康教育、健康相談等の実施による生活習慣病予防や重症化防止対策等を推進します。



(5) 余暇活動への支援

- ピアサポート事業（将棋・絵手紙・音楽・クッキング）やグループ型移動支援事業（かけはし号の運行）により、余暇活動の充実や、文化・スポーツ分野での社会参加を支援します。





4

お互いが認めあい、
支えあう、
あたたかい
「まち」

(2) 権利擁護の推進

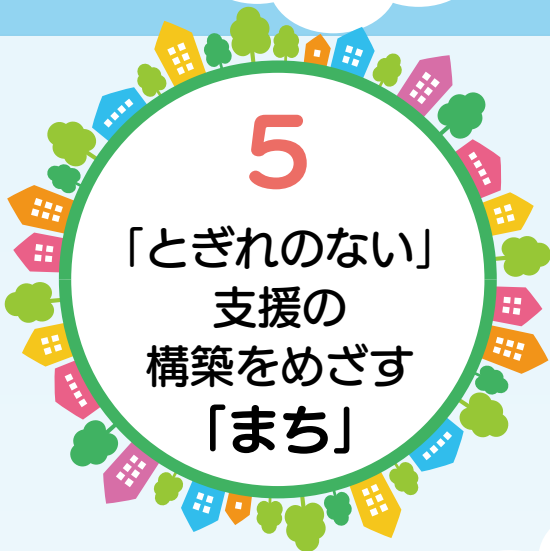
- 障がいのある人が、障がいのため法的利益が損なわれることがないようにするため、成年後見制度やその他の権利利益の保護（虐待防止等）のための施策・制度が広く利用されるよう、関係機関と連携し必要な支援を行います。

(1) 人権尊重のまちづくり

- 障がいのある人等への理解促進啓発や交流の場として、「『ともに生きる』地域共生社会をめざす宇佐市民集会」や「ピアサポート・フェスティバル」を開催します。あわせて、「障害者差別解消法」、「障害者虐待防止法」、「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」の周知及び啓発を図ります。

(3) 人材や組織の育成

- 社会福祉協議会を中心として、市民のボランティアに対する意識の高揚を図るとともに参加機会の増大を図ります。また、ボランティアグループや障がい者団体の活動を側面的に支援します。



5

「とぎれの無い」
支援の
構築をめざす
「まち」

(2) 総合的な支援体制

- 障がいのある人のライフステージや個々の心身の状況、環境に応じた的確かつ必要なサービスが受けられるよう、関係機関が連携し、さまざまなケースの対応に努めます。また、「親なきあと」を見据えて、地域生活支援拠点等の整備に向けた研究・検討を北部圏域で連携して進めます。

(1) 相談支援と情報提供

- 障がいのある人の相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うため、相談支援事業所、行政等による相談支援体制の強化を図ります。また、市民が知りたい情報を、適切に分かりやすく提供するとともに、相談窓口にスムーズにつながられるよう関係機関との連携を強化します。



- 障がいのある人、関係機関・団体、福祉事業所、行政等で構成する「宇佐市自立支援協議会（全体会・定例会・各専門部会等）」において、情報共有や連携強化を図りながら、様々な課題の解決に向けた取り組みを行っていきます。

